

令和5年1月

地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針

都 道 府 県 分

【 法律事項 】

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	(法)	継続	北海道 青森県 宮城県 山形県 福島県 茨城県 群馬県 埼玉県 千葉県 富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 山口県 徳島県 福岡県 長崎県	地方交付税の総額確保・機能充実等	地方団体の財政運営に必要となる地方一般財源総額の確保を図るとともに、地方交付税については財源保障機能及び財源調整機能が適切に発揮されるよう対処すること。 また、臨時財政対策債に依存することなく安定した財政運営を行えるよう、法定率の引上げ等により、恒久的な地方交付税の充実強化を図ること。	一部採用する。 令和5年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.2兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比0.8兆円減と抑制した。 法定率の見直しについては、令和5年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
2	(法)	継続	茨城県 長崎県	新型コロナウイルス感染症 対応を含めた一般財源総額 の確保	新型コロナウイルス感染症対策に要する 地方負担について、地方財政計画に的確に 反映し、また、通常収支分や一般財源総額 の同水準ルールの特例とするなど必要な 財源を確保すること。	一部採用する。 令和5年度においては、社会保障関係費の 増加が見込まれる中、地方団体が、住民の ニーズに的確に応えつつ、感染症対策や地 域のデジタル化、脱炭素化の推進など様々 な行政課題に対応し、行政サービスを安定 的に提供できるよう、地方交付税等の一般 財源総額について、水準超経費を除く交 付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る 62.2兆円を確保し、地方交付税総額につ いて、前年度を0.3兆円上回る18.4兆 円を確保するとともに、臨時財政対策債 の発行を前年度比0.8兆円減と抑制した。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
3	(法) (省)	継続	神奈川県	臨時財政対策債への振替制度の抜本的見直し	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度の地方財政対策においては、法定率を見直すことにより、安定的かつ恒久的な財源を確保すること。・過去に発行した臨時財政対策債の元利償還金については、臨時財政対策債ではなく、別枠で財源措置を講じること。	<p>一部採用する。</p> <p>令和5年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.2兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比0.8兆円減と抑制し、年度末残高見込みを2.9兆円縮減した。</p> <p>また、臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度の基準財政需要額に算入することとしている。</p> <p>なお、法定率の見直しについては、令和5年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	(法)	継続	島根県	臨時財政対策債償還費の別枠確保	臨時財政対策債償還費が増大していることを踏まえ、他の基準財政需要額の的確な算定に影響を及ぼすことのないよう、臨時財政対策債の償還財源を別枠で措置すること。	一部採用する。 臨時財政対策債償還費相当額以外の経費についても、各地方団体の財政需要を的確に捕捉し、財政運営に支障が生じないように対処することとしている。したがって、臨時財政対策債償還費相当額が増大することによって、他の基準財政需要額を圧縮することはない。 令和5年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.2兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比0.8兆円減と抑制した。
5	(法)	継続	北海道 岩手県 新潟県 鳥取県 島根県 鹿児島県	標準財政規模の推移を踏まえた留保財源率の見直し	地方交付税が本来有する財源調整機能が十分に発揮できるよう、基準税率を引き上げること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 留保財源率の見直しについては、財政力格差是正の観点から引き下げるべきとの意見、税收確保インセンティブ強化の観点から引き上げるべきとの意見など様々な意見があり、幅広い観点から慎重な検討が必要。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
6	(法)	継続	群馬県 兵庫県	一般行政職員給与費の適正な算入	一般行政職員の給与費をより実勢に近い額で交付税に算入にされたい。 地方財政計画上の給与費単価や地方公務員給与実態調査との間には乖離が生じている。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。
7	(法)	新規	群馬県 埼玉県 兵庫県 広島県 大分県	原油価格・物価高騰等対策に係る地方財政措置	原油価格・物価高騰の影響による光熱費等の増嵩分を単位費用に適切に計上すること。	採用する。 学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方団体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、令和5年度地方財政計画において、一般行政経費（単独）を700億円増額するとともに、当該増額分については、包括算定経費の単位費用において一括して措置する等の対応を行った。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[総括]

[総括的事項]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
8	(法)	新規	山梨県	地方公務員の定年延長に係る退職手当算入額の平準化	地方公務員の定年延長によって、理論上定年退職者が生じないこととなる令和5年度においても一定の退職手当が生じることから、地方の財政運営に支障が生じないように配慮すること。	採用する。 退職手当については、令和5年度からの地方公務員の定年引上げ期間中、2年に一度、定年退職者が生じず、支給額が年度間で大幅に増減することとなり、各地方団体において、退職手当組合や退職手当基金の活用等によって、退職手当に係る負担を年度間で平準化することが検討されていること等を踏まえ、令和5年度地方財政計画において、令和5年度と令和6年度の退職手当額を推計した上で、これらの合計の2分の1の額を平準化して計上した。
9	(法)	継続	兵庫県 山口県 高知県	脱炭素化に係る交付税措置	カーボンニュートラルの実現に向けて、地域の脱炭素に関する取組を加速化していくために、脱炭素の取組に要する財源を確保すること。	採用する。 令和5年度地方財政計画においては、地方団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」（1,000億円）を計上し、脱炭素化推進事業債を創設するとともに、後年度の元利償還金を基準財政需要額に算入することとしている。 また、地方団体が実施する事業者又は住民の脱炭素化に関する活動の促進に要する経費について、単位費用を充実することとしたところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[警察費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
10	(法)	継続	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 長崎県	警察官給与の算入単価の引上げ	警察官の交付税上の単価と給与実態調査を基礎に算定されている地財計画単価にかい離が生じている。警察官定数は政令で定められていることから、本来、交付税の単価と地方財政計画の単価は同額で、地方財政計画の単価による人件費所要額の全額が基準財政需要額に算入されるべきである。よって、交付税単価を地方財政計画単価まで引き上げられたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[土木費全般（道路橋りょう費、河川費、港湾費、その他土木費）]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
11	(法)	継続	北海道	公共土木施設の維持管理に要する経費の充実	国・地方を挙げて「防災・減災、国土強靱化のための5か年緊急対策」を推進するため、公共土木施設の維持管理に要する経費を充実すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 維持管理費用については、今後も決算などによって地方団体の実態を把握し、適切に措置していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[河川費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
12	(法) (省)	継続	岩手県 宮城県	津波対策施設の整備に伴う新たな維持管理費等の負担に対する補正係数の創設 【河川費・港湾費・農業行政費・水産行政費】	津波対策施設（水門・陸閘自動閉鎖システム）の整備に伴い新たに生じた維持管理費等の負担に対して、普通交付税の関係費目において補正係数を創設して財政措置を講じること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 水門等の自動化、遠隔操作等に係る費用については、台帳や基幹統計などに基づいた公信力のある数値が存在しないため、現時点においては、補正係数を新設することは困難である。
13	(法)	継続	大阪府	河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費の単位費用への適切な算入 【河川費・包括算定経費】	河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費について、実態に即して単位費用への適切な算入を図られたい。	一部採用し、引き続き検討する。 河川維持管理経費及び河川・砂防施設改良費に係る単位費用については、決算などによって地方団体の実態を把握し、適切に措置していくこととする。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[河川費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
14	(法)	継続	大阪府	河川の維持管理費等に対する密度補正係数の新設	河川維持管理経費について、的確に交付税に算入するため、「人口集中地区面積(DIDs area)」を反映した密度補正係数を新設されたい。	以下の理由により採用しない。 人口集中地区面積の割合と河川維持管理費の需要額増加との因果関係が他団体の状況を見る限り不明瞭であり、ご提案の総面積に占める人口集中地区面積の割合を補正係数として採用することはできない。 加えて、算定の簡素化の観点から補正係数の新設については抑制的に考えているところ。
15	(法)	継続	長崎県	河川費に係る算定方法の見直し	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査箇所数の多寡による補正係数を新設すること。	以下の理由により採用しない。 土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る経費については、平成27年度から5年間で基礎調査未了の箇所を解消するため、時限的に密度補正により措置を講じたものである。 基礎調査に要する費用については、適切に単位費用による措置を講じる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[その他の土木費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
16	(法)	新規	大分県	「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく基礎調査等に係る地方負担額の適切な反映	盛土規制法に基づく規制区域の指定等に必要基礎調査にかかる地方負担額について、実態から乖離しないよう、適切な密度補正等により算定していただきたい。	一部採用する。 盛土に係る経費については、地方負担額の増加を踏まえ適切な単位費用措置を講ずることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[教育費総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
17	(法)	継続	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 富山県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 岡山県 徳島県 香川県 長崎県 宮崎県 鹿児島県	教職員給与の算入単価の引上げ 【小学校費・中学校費・高等学校費・特別支援学校費】	教職員給与については、交付税算入されている給与単価と地方財政計画上の給与単価に乖離が生じているため、交付税算入単価を引き上げられたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 給与単価については、地方団体の税収の動向等を踏まえ、基準財政収入額に算入されない留保財源の状況等も見極めながら、引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高等学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
18	(法) (省)	継続	北海道 鳥取県	高等学校費における学校規模・区分に応じた需要の適切な反映	人口減少対策を図る地方創生の一環として、学校規模や学科に応じた学校運営経費を適切に需要額に反映させるよう補正係数又は単位費用を見直すこと。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 現在、生徒数の減少を受けて、小規模高等学校の再編等が行われている一方で、地方創生の観点などから、小規模高等学校が維持されている地域もある。こうした状況や文部科学省からの意見を十分に踏まえつつ、小規模高等学校において生じる経費等の実態把握に努め、措置の必要性について引き続き検討を行う。
19	(法)	継続	岩手県	教職員経費の単位費用の根拠となる標準学校規模の見直し	単位費用により措置されている経費のうち教職員経費については、全国的な学校規模の小規模化により単位費用との乖離が生じているため、実態に即した形で是正していただきたい。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 全日制的標準的な学校規模については、学校基本調査による学校規模の実態を踏まえ設定しているところであり、引き続き学校規模の実態を踏まえながら検討を行う。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高等学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
20	(法)	継続	岐阜県 福岡県 沖縄県	高等学校の空調施設に係る維持管理費の単位費用措置	県立高等学校の普通教室及び特別教室への空調設備設置に係る維持管理費（光熱費、保守費、維持修繕費）の後年度にわたる増嵩が見込まれるため、単位費用措置を講じること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 県立高等学校における空調施設については、各都道府県における設置状況や維持管理費の負担状況等を踏まえて、交付税措置の必要性について引き続き検討を行う。
21	(法)	継続	富山県 福井県 兵庫県 大分県	DX推進等に伴うシステム関連の維持保守経費・更新経費への地方財政措置 【高等学校費（生徒数）、特別支援学校費（学級数）、徴税費、包括算定経費（人口）など】	DXをはじめ行政の効率化や働き方改革、教育現場におけるネットワーク整備・端末導入により、システム関連の維持保守費用や更新経費が増大している。 このことを踏まえ、包括算定経費（情報管理費）や高等学校費（教育コンピューター）等の単価費用の基礎にシステム等のランニングコスト（維持保守費用・更新費用）の増加を確実に反映いただきたい。	一部採用する。 行政（教育を含む）に係る情報通信設備に関する維持管理経費等については、各省からの要望額等を踏まえ、単位費用において適切に計上している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[特別支援学校費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
22	(法)	新規	大阪府	特別支援学校校舎等の改修事業費の適切な算入	特別支援学校校舎等の改修事業費については、現状を適切に反映できる特別支援学校費（学級数）において、算入されたい。	以下の理由により採用しない。 特別支援学校校舎等の改修事業費については、算定の簡素化のため、平成19年度から包括算定経費に移行されたという経緯があり、移行後も、単位費用において適切に計上している。
23	(法)	継続	宮城県 埼玉県 大阪府 福岡県	特別支援学校費におけるスクールバス運行経費の拡充	都道府県が実施する特別支援学校に係るスクールバス運行事業の単位費用を増額すること。	一部採用し、引き続き検討する。 スクールバスに係る経費については、平成30年度から令和2年度にかけて、運行に係る実態を踏まえて標準的な経費を段階的に引き上げたことに加え、令和4年度には文部科学省等の要望も踏まえて標準的な経費を引き上げており、単位費用において適切に措置してきている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[その他の教育費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
24	(法)	新規	埼玉県	私立学校助成費に係る単位費用の引上げ及び補正係数の新設	私立高等学校に係る経常費補助等の単位費用の増額並びに私立高等学校における授業料等の平均額に基づく密度補正を新設すること。	一部採用する。 私立学校助成費に係る単位費用については、国庫補助の実態等を勘案し、これまでも充実を図ってきており、令和5年度においても増額したところである。 一方で、当該経費については、概ね測定単位である生徒等数と比例した財政需要であることから、算定の簡素化の観点も踏まえ、密度補正措置は講じない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針(案)
25	(法)	継続	岩手県 宮城県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 富山県 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 宮崎県 沖縄県	地方単独の医療費助成に要する経費の基準財政需要額への算入	地方単独の医療費助成である乳幼児医療費補助、母子家庭等医療費補助、障害者医療費補助について、その所要額を基準財政需要額に算入すること。	以下の理由により採用しない。 地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。 総務省では、厚生労働省に対し、乳幼児医療費の自己負担のあり方について、医療制度を含む全国的な制度による対応を要請している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
26	(法)	継続	神奈川県	社会保障の充実に係る経費の適正な算定	消費税率引上げに伴う社会保障の充実などに係る経費について、各地方団体の財政需要を適正に算定すること。	採用する。 令和4年度地方財政計画に計上された社会保障の充実分については、基準財政需要額に全額算入している。 なお、この充実分の経費については、新たな補正係数を設けなくとも、各費目における既存の各種補正等を行うことで必要な財政需要を算入することが可能であると考えている。
27	(法)	継続	大阪府	社会保障制度への適切な地方財政措置	後期高齢者医療制度、障がい者自立支援制度、国民健康保険制度については、本来、国において負担される制度改正がなされるべきであることから、地方負担との乖離を解消されたい。	採用する。 社会保障関係経費については、国の予算措置等の状況を踏まえ、所要の経費を算入しているところであり、今後も引き続き、適切に単位費用に算入する等の措置を講ずる。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[厚生労働費総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
28	(法)	継続	兵庫県	消費税引き上げによる歳入の増加分に見合う歳出の地方財政計画への適切な積み上げ	消費税率等の引き上げに伴う増収分について、全都道府県及びほぼ全ての市町村で実施されている地方単独事業の福祉医療費などを、地方財政計画に適切に積み上げるとともに、地方の実情に応じた普通交付税の配分について配慮されたい。	一部採用する。 社会保障4分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分については、従来から基準財政需要額に全額算入してきたところであり、これに加え、令和4年度地方財政計画に計上された消費税率引き上げによる増収分等を活用した社会保障の充実分についても基準財政需要額に全額算入している。 なお、地方交付税の基準財政需要額については、国の制度等と整合性を持った標準的な財政需要を算入することとしており、国の医療保険制度で定められた自己負担を軽減する医療費助成は、現在、その算入の対象としていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[社会福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
29	(法)	継続	千葉県	児童相談所・一時保護所運営に係る算入経費の充実	児童相談所に係る単位費用の更なる充実と一時保護所に係る単位費用の適切な算定をされたい。	採用する。 児童相談所に係る経費については、令和5年度から「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき地方団体が児童虐待防止対策の強化に取り組めるよう、令和5年度も、標準団体における職員数を増員し、単位費用を増額する。 また、一時保護所に係る経費については、人件費を含め児童保護費負担金の対象となっているところ、国の予算を踏まえた当該負担金に係る地方負担部分について、単位費用に適切に算入している。
30	(法)	新規	熊本県	民生委員費・児童福祉共通費の単価見直し	民生委員・児童委員の活動が多忙化・多様化する中、活動費の不足に対する地方負担が増大していることから、単価の増額をお願いしたい。	採用しないが、引き続き検討する。 民生委員・児童委員に関する経費については、厚生労働省からの要望を踏まえつつ、標準的な経費を適正に措置している。 今後も引き続き、厚生労働省からの要望を踏まえ、適切に単位費用措置を講ずることとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[衛生費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
31	(法) (省)	継続	岩手県 山形県 茨城県 群馬県 千葉県 大阪府 沖縄県	県立病院会計に対する繰出金等に係る単位費用及び補正係数の見直し	県立病院会計に対する繰出金等に係る算定額が繰出基準額と乖離していることから、単位費用及び補正係数を見直すこと。	一部採用する。 公立病院の設置運営に要する経費のうち一般会計で負担すべき経費については、適切に地方財政計画に計上しており、その一部について地方交付税措置を講ずることとしている。令和5年度においても、令和4年度に引き続き地方財政計画の歳出に病院事業に対する繰出金について所要額を計上し、普通交付税による措置を継続することとしている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[高齢者保健福祉費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
32	(法)	新規	高知県	全国に先駆けて高齢化が進んでいる団体への配慮	高齢者人口増に伴い、財政需要も増加している一方で、算定額が減少すると財政運営上支障が生じるため、算定に当たっては、単位費用や密度補正の拡充を行うなど、こうした状況が生じないよう配慮をお願いしたい。	採用する。 高齢者保健福祉費においては、毎年度の国の高齢者関係の予算動向を踏まえ、高齢者人口の増加に伴い生じる財政需要について、単位費用の積算に反映している。 また、このうち高齢者保健福祉費（75歳以上人口）においては、毎年度の75歳以上の住民基本台帳登録人口をベースに、当該人口の増加団体の全国平均増加率（特に増加が著しい団体を除く）以上の団体について、人口急増補正を講じており、毎年度の高齢者人口の増加に伴う財政需要を適切に算入している。
33	(法)	新規	宮崎県	高齢者保健福祉費（75歳以上人口）における段階補正の導入	令和2年国勢調査による高齢者人口の増加により単位費用が減少したため、令和4年度基準財政需要額が減少したが、「段階補正」を導入することにより、高齢者人口増加率が低い地方団体においても高齢者人口が増加している段階においては、高齢者保健福祉費の需要額総額が減少しないよう見直しを行っていただきたい。	以下の理由により採用しない。 高齢者保健福祉費（75歳以上人口）は、75歳以上の後期高齢者全員が被保険者である後期高齢者医療給付費負担金等に係る財政需要を算定しているものであり、75歳以上人口に比例する財政需要であることから、スケールメリットは働かないものと考えている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[林野行政費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
34	(法)	継続	兵庫県	有害鳥獣対策に要する経費の適切な算入	有害鳥獣対策に要する経費について、交付税措置額と決算額との間に乖離があることから当該経費を適切に単位費用に算入されたい。	採用する。 有害鳥獣対策に要する経費については、毎年度、標準団体規模に相当する団体の事業量を調査しており、実態に応じて適切に単位費用措置を講じている。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域振興費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
35	(法)	継続	兵庫県	外国青年招致事業に要する経費の適切な算入	外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定において、測定単位である人口と外国人青年招致人員が必ずしも比例しないことから、交付税措置額と決算額との間に乖離が発生している。乖離是正のため、市町村分と同様に地域振興費に外国青年招致人員による密度補正を導入し、必要な財政需要を適切に算定されたい。	以下の理由により採用しない。 都道府県分の外国青年招致事業に要する経費の基準財政需要額の算定については、平成18年度まで、単位費用に積算した上で、密度補正により外国青年招致人員数に応じた措置を行ってきたが、算定の簡素化の観点から、平成19年度より同補正を廃止したところである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域社会再生事業費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
36	(法) (省)	継続	北海道 青森県 秋田県 新潟県 長野県 鳥取県 島根県 徳島県 高知県	地域社会再生事業費の継続	地域経済の回復や人口減少対策、地域社会の持続性確保などの様々な課題に的確に対応していく必要があることから、地域社会再生事業費を継続すること。	採用する。 偏在是正による財源を活用した地域社会再生事業費については、当分の間、基準財政需要額に算入することとしている。
37	(法) (省)	継続	東京都	地域社会再生事業費の今後の取扱い	全ての地方団体の一定の行政サービスの提供に必要な財源を保障するという地方交付税制度の趣旨も踏まえ、地域社会再生事業費の今後の更なる拡大については慎重に検討されたい。	以下の理由により採用しない。 地域社会再生事業費では、地方法人課税の偏在是正措置による財源を活用して、地域社会の維持・再生に要する経費を算定している。引き続き適切な算定に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[地域デジタル社会推進費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
38	(法)	新規	北海道 青森県 秋田県 新潟県 石川県 長野県 鳥取県 島根県 徳島県 長崎県	地域デジタル社会推進費の 継続	地域のデジタル化に向けた取組を一層加速させるため、「地域デジタル社会推進費」を継続すること。	採用する。 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を令和7年度まで延長することとしたところ。
39	(法)	新規	高知県	地域デジタル社会推進費の 継続・拡充	地域デジタル社会推進費を令和5年度以降も継続していただきたい。また、算定に当たっては条件不利地域の多い団体に一層配慮いただきたい。	一部採用する。 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を令和7年度まで延長することとしたところ。 なお、特に過疎地域などの条件不利地域の市町村においては、民間企業の参入が相対的に困難であること等により、より多くの経費が生じると考えられるため、割増しを行っているものである。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
40	(法)	継続	北海道	包括算定経費（人口）の単位費用のうち面積と相関がある経費の単位費用の移行	包括算定経費（人口）で措置されている経費のうち、面積と相関性がある建設事業費、総合事務所費、消防防災費について、包括算定経費（面積）に移行することで、実態に即した算定とすること。	以下の理由により採用しない。 包括算定経費（面積）では、宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映した面積により、環境保全、河川施設改良、農業振興や森林整備といった面積と相関関係が高い経費について算定しており、国の予算や地方債元利償還金などにに基づき適切に単位費用の積算を行っている。
41	(法)	継続	青森県	包括算定経費における投資的経費に係る財政需要	包括算定経費で算定している投資的経費について、適切な水準を確保されたい。	一部採用する。 包括算定経費で算定している投資的経費については、国の予算や地方債元利償還金などにに基づき単位費用を積算しており、今後も実態等を勘案しながら適切に算定していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
42	(法)	継続	青森県 富山県 香川県	消防防災ヘリコプター管理委託に係る適切な反映	消防防災ヘリコプターにおける2人操縦士体制の導入及び維持に要する経費について、包括算定経費に反映されたい。	採用する。 消防防災ヘリコプターに係る経費については、消防庁告示に基づき必要な経費であり、消防庁からの要望を踏まえ、適切に単位費用措置を講じている。
43	(法)	継続	岩手県	面積に相関度が高い包括算定経費（人口）の単位費用の移行	包括算定経費（人口）で措置されている経費のうち、面積に相関度が高いと思われる総合事務所費について包括算定経費（面積）へ移行するとともに、職員費の一部についても包括算定経費（面積）へ移行すること。	以下の理由により採用しないが、引き続き検討する。 総合事務所費や職員費等については、人口と相関関係が高いと考えられることから、人口を測定単位として算定しているが、人口と面積における相関関係を考慮しながら、包括算定経費に係る経費の内容を引き続き検討していく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
44	(法) (省)	継続	神奈川県 石川県 香川県 長崎県	包括算定経費の適正な算定	包括算定経費の予見可能性を確保する観点から、包括算定経費の積算根拠について詳細を明らかにするとともに、補正係数の設定にあたっては、人口の多い団体への過度な割落しを行わず、適正に算定されたい。	一部採用する。 基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは行政分野を算定している包括算定経費については、地方団体の施設の光熱費の高騰等を踏まえて単位費用を積算した結果、令和5年度は、令和4年度と比較して増加している。 地方団体の予見可能性の確保にあたっては、翌年度の地方財政対策の内容や地方交付税の改正内容等について、可能な限り速やかに地方団体への説明を行っていく。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[包括算定経費]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
45	(法)	継続	兵庫県	包括算定経費の適切な算入	<p>包括算定経費(人口)の単位費用について、積算根拠が不明な中、大幅な減少が続いていることから、一般財源総額実質同水準ルールに基づく予算編成の調整弁となっているとの疑念を抱いている。</p> <p>積算根拠を示すとともに、適切な算定を行うよう改めるとともに、過去の算定により生じた不足額については精算を行うなど対応されたい。</p>	<p>一部採用する。</p> <p>基準財政需要額において社会保障関係費など義務付け度の高い経費が増加する中で、国の基準付けがない、あるいは行政分野を算定している包括算定経費については、地方団体の施設の光熱費の高騰等を踏まえて単位費用を積算した結果、令和5年度は、令和4年度と比較して増加している。</p> <p>なお、包括算定経費における需要額算定においては、義務付けがない、あるいは弱い行政分野の標準的な経費を算定しており、精算措置を講じることは適当でない。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
46	(法) (省)	新規	埼玉県	臨時財政対策債発行可能額の算出方法における「財政力補正」の廃止及び発行手数料に対する交付税措置	<ul style="list-style-type: none">・法定率の引上げ等により臨時財政対策債について廃止を求めるが、仮に継続する場合は、発行可能額の算出方法における「財政力補正」を廃止すること。・発行手数料に対して交付税措置すること。	<p>一部採用する。</p> <p>臨時財政対策債の発行可能額については、各地方団体の財源不足額を基礎としつつ、財政力に応じた補正を講じて算定している。これは、財政力の強い団体については、一般的に地方債による資金調達力が強いことを勘案し、財政力の強い団体ほど、財源不足額に対し、臨時財政対策債をより多く配分するためである。</p> <p>なお、臨時財政対策債を発行する際の手数料は、臨時財政対策債償還費の単位費用について、発行者利回りを踏まえて設定することにより、基準財政需要額に算入している。</p>

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[需要]

[臨時財政対策債]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
47	(法)	継続	長野県 岐阜県	臨時財政対策債に頼らない 地方交付税制度の運営	臨時財政対策債については、法定率の引上げによる交付税原資の確保等の対応により速やかに廃止し、地方の安定的な財政運営を可能とする税財政制度を確立すること。	一部採用する。 令和5年度においては、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.2兆円を確保し、地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度比0.8兆円減と抑制した。 法定率の見直しについては、令和5年度の概算要求においても事項要求を行った。国・地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、更なる見直しは容易なものではないと考えるが、今後とも法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保に努めてまいりたい。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[収入総括]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
48	(法)	継続	茨城県	新型コロナウイルス感染症対策としての減収補填債対象税目の追加	新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税等、令和2年度に限り減収補填債の発行対象となった税目を減収補填債の対象へ追加すること。	以下の理由により採用しない。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目（地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税（市町村たばこ税都道府県交付金を含む）、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税）について、減収補填債（交付税措置あり）の対象税目に加えた。 令和4年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、令和3年度に引き続き、減収補填債の対象とはしない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[法人税割、法人事業税、
特別法人事業譲与税]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
49	(法)	継続	茨城県	新型コロナウイルス感染症対策としての基準財政収入額の精算措置の期間延長	基準財政収入額の精算措置の期間を延長し、令和5年度以降の普通交付税算定額への減算影響を緩和すること。	以下の理由により採用しない。 景気の変動等による年度ごとの税収額の変動が大きい法人関係税等については、実績が基準財政収入額に対して上振れ又は下振れのいずれが生じた場合も、翌年度以降の算定において精算を行っている。 精算に当たっては、当該団体の計画的な財政運営に資するとともに、精算額を平準化させる観点から、3ヶ年度以内の年度に分割して行えるものとしているところ。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[所得割]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
50	(法)	継続	千葉県	道府県民税（所得割）に係る精算制度及び減収補填債制度の導入	道府県民税所得割について、分離譲渡所得分以外についても精算制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 精算制度は、法人関係税等、景気の変動等により大きな影響を受ける恐れのある税目について特例的に設けられており、比較的安定し年度間の変動が少ない所得割については、分離譲渡所得分を除き精算制度の対象とはしていない。 しかしながら、意見の趣旨を踏まえ、平成28年度算定以降は、各団体の算定前年度の納税義務者数に20歳以上人口伸び率を乗じることにより各団体における人口動態を算定に反映できるよう見直しを行った。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[地方消費税]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
51	(法)	継続	千葉県	地方消費税について減収補填債制度の継続及び精算制度の導入	少なくとも新型コロナウイルス感染症による景気への影響が懸念される間は、地方消費税について減収補填債の対象税目に加えるとともに精算制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により通常を上回る大幅な減収が生じる、消費や流通に関わる税目（地方消費税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税（市町村たばこ税都道府県交付金を含む）、ゴルフ場利用税、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税）について、減収補填債（交付税措置あり）の対象税目に加えた。 令和4年度は、令和2年度のような特例措置を講ずる必要があると見込まれないことから、令和3年度に引き続き、減収補填債の対象とはしない。 また、地方消費税収入については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[地方消費税]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
52	(法)	継続	富山県 鹿児島県	地方消費税における減収補填債制度及び精算制度の導入	地方消費税について減収補填債制度及び精算制度を導入すること。	以下の理由により採用しない。 算定額と課税等の実績との間の乖離については、原則として精算しない取扱いとしているが、法人関係税等については、税収が景気の変動等の影響を受け、著しい乖離が生じること等があるため、当分の間、特例的な措置として精算することができるものとされている。 地方消費税収入については、景気の動向に左右されにくく比較的安定していることから、精算制度及び減収補填債制度の対象とはしていない。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[普通交付税]
[都道府県分]
[収入]

[東日本大震災に係る特例加算額]

番号	改正事項	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
53	(法)	継続	東京都	東日本大震災に係る特例加算額の都に対する適用の除外	都は震災復興特別交付税の対象ではないことから、都については東日本大震災に係る基準財政収入額の特例加算の適用を除外されたい。	以下の理由により採用しない。 東日本大震災に係る地方税法の改正等に伴う非課税措置による減収分については、当該減収見込額の75%を基準財政収入額に特例加算している。 なお、東京都については、震災復興特別交付税の交付対象となっていないものである。